

告 示

埼玉県告示第九百十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、坂戸市から坂戸市の区域内において行われる坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ北側土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

坂戸市、川越市、東松山市、鶴ヶ島市、川島町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

坂戸市都市計画課

川越市環境政策課

東松山市環境保全課

鶴ヶ島市生活環境課

川島町町民生活課

ロ 期間

平成二十八年七月十二日（火）から平成二十八年八月十二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）